

質問に関する回答書

令和7年6月25日

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド 所長

業務名	「ふくしまから実現するドローン社会実装推進事業支援業務」 におけるドローン実証推進業務 公募型プロポーザル
Q:ご質問内容 A:回答内容	
【Q1】	<p>仕様書の「3 業務内容 (3)実サービスを想定した実証試験の実施 イ 実証試験期間については、将来の定期運航を想定し、課題抽出等を可能とするため、以下のとおりとする。</p> <p>1 件あたり5日程度（実証試験の期間は、サービスの実施期間を指し、調整等の期間は この期間に含まない。）実証試験を行う。」について、「1 件あたり5日」の1 件ほどの部分を指しているのか。</p> <ul style="list-style-type: none">・「業務1」においては、「1 件あたり5日」は、5 日間の実証期間の認識で間違いないか。・「業務2」においては、「1 件あたり5日」は、冬季・冬季以外の業務を合算して5 日間の実証期間の認識で間違いないか。
【A1】	<p>1 件というのは、業務1や業務2において行う実証試験の件数を指しています。</p> <p>業務1では、5 日間程度を目安に実証試験を少なくとも1 件行っていただくという認識で相違ございません。</p> <p>業務2では、冬季と冬季以外の合算で結構ですので、計5 日間程度実証試験を行っていただくという認識で相違ございません。</p>
【Q2】	<p>（報告資料の公開範囲について）</p> <p>成果の報告は重要と認識しておりますが、企業が事業化を前提として取り組む実証においては、非公開としたい事項が含まれる可能性があります。提出資料については、内容の一部または全部がフルオープンとなるのでしょうか。仮に公開される場合、その範囲や方法についてご教示ください。</p>
【A2】	

原則として、本事業において計画し、実施されたことの成果は全て弊機構に報告し、また成果発表会にて発表していただきます。成果発表会時の発表資料ならびに本事業において作成する成果広報用のパンフレットは、福島ロボットテストフィールドや福島県のホームページで公開される可能性があります。資料に独自技術等の秘密情報が含まれ、公開することがどうしても難しい場合にはご相談ください。

【Q3】

(RTF 共用部の利用について)

本事業において、RTF (ロボットテストフィールド) の共用部 (例: 駐車場等) の利用は可能でしょうか。また、その利用に際して費用は発生しないものと考えてよろしいでしょうか。

上記可能な場合ですが、利用時間は、RTF 施設夜間使用と同様で、21 時まで可能でしょうか。

【A3】

RTF の共用部 (料金設定のない場所) のご利用は、RTF の了解が必要になります。基本的には、RTF の運営に支障のない範囲であれば問題はないと考えます。

利用時間は RTF の開所時間に準じますが、個別に調整することは可能です。

【Q4】

(仕様書 3 業務内容について)

「業務 1, 業務 2 いずれか一つを選定すること」とあるが、一事業者が両業務に応募及び参加表明してもよいか。

【A4】

ア 一事業者につき業務 1、業務 2 それぞれ 1 提案ずつまでの提案を可能とします。

イ 一事業者が業務 1 と業務 2 の両方に提案することは可能とします。

ただし、以下に注意してください。

- ・ 企画提案書を提案ごとに区別し作成すること。
- ・ 募集要領 6 (1) イからカについては、業務 1、業務 2 のどちらかに添付いただければ、提案ごとに添付する必要はありません。

ウ 企画提案書を提出した共同事業体の構成員が単独企業として別の企画提案書を提出することは可能とします。

【Q5】

(募集要領 3 参加資格について)

特定非営利活動法人 (NPO 法人) であっても応募が可能か。

【A5】

可能です。

【Q6】

(契約締結について)

業務委託契約を締結する際に、契約金の発生があるか。

【A6】

弊機構では、福島県財務規則を準用していますので、同規則の減免規程をご参照ください。